

越前市こどもの幸福条例のポイント

市こども条例全部改正の趣旨

令和5年4月施行された「こども基本法」の基本理念を越前市子ども条例に反映させる。
条例施行から10年が経過したことで、社会の状況が変化したため、それに対応した文言の見直しを行う。
※こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり制定されている。

改正のポイント

1 条例の名称の変更

条例の目的である将来にわたり全てのこどもが幸せを実感できる社会の実現を広く市民に認知してもらうため、条例の名称を「**こどもの幸福条例**」に変更する。

2 「こども」の定義の見直し

「こども」：18歳という年齢で明確に区切らず、**心と身体の成長の過程にある者**とし、表記を「子ども」から「こども」に改める。

3 こども基本法の6つの基本理念の反映

- ① すべてのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと（**差別の禁止**）
- ② すべてのこどもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、
その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、平等に教育を受けられること（**生命、生存及び発達に関する権利**）
- ③ すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに**意見や思い、考えを表し**、様々な活動に参加できること（**こどもの意見(View(s))※の尊重**）
- ④ すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、
こどもの今とこれからにとって一番よいことが優先して考えられること（**こどもの最善の利益**）
- ⑤ 子育ては家庭を基本としながら、子育てをしている家庭のサポートが十分に行われること、
養育に問題のあるこどもやヤングケアラーなど、家庭で育つのが難しいこどもに家庭と同じような環境が用意されること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること
※View(s)：児童の権利に関する条約の原文では、View(s)は「思い、考え、意見」を含めて幅広いものと考えられている。

4 こどもの権利が守られていない時の相談

条例の実効性を高め、こどもの権利の侵害に関する相談を受けるため、こども自身がアクセスできるよう**多様な相談の場を作り**、関係機関や関係団体と互いに連絡し協力し合えるよう、必要となる条文を整備する。

5 改正の形式について

こども・若者にも親しみしやすくするため、改正後も、敬体（です・ます調）をそのままとする。

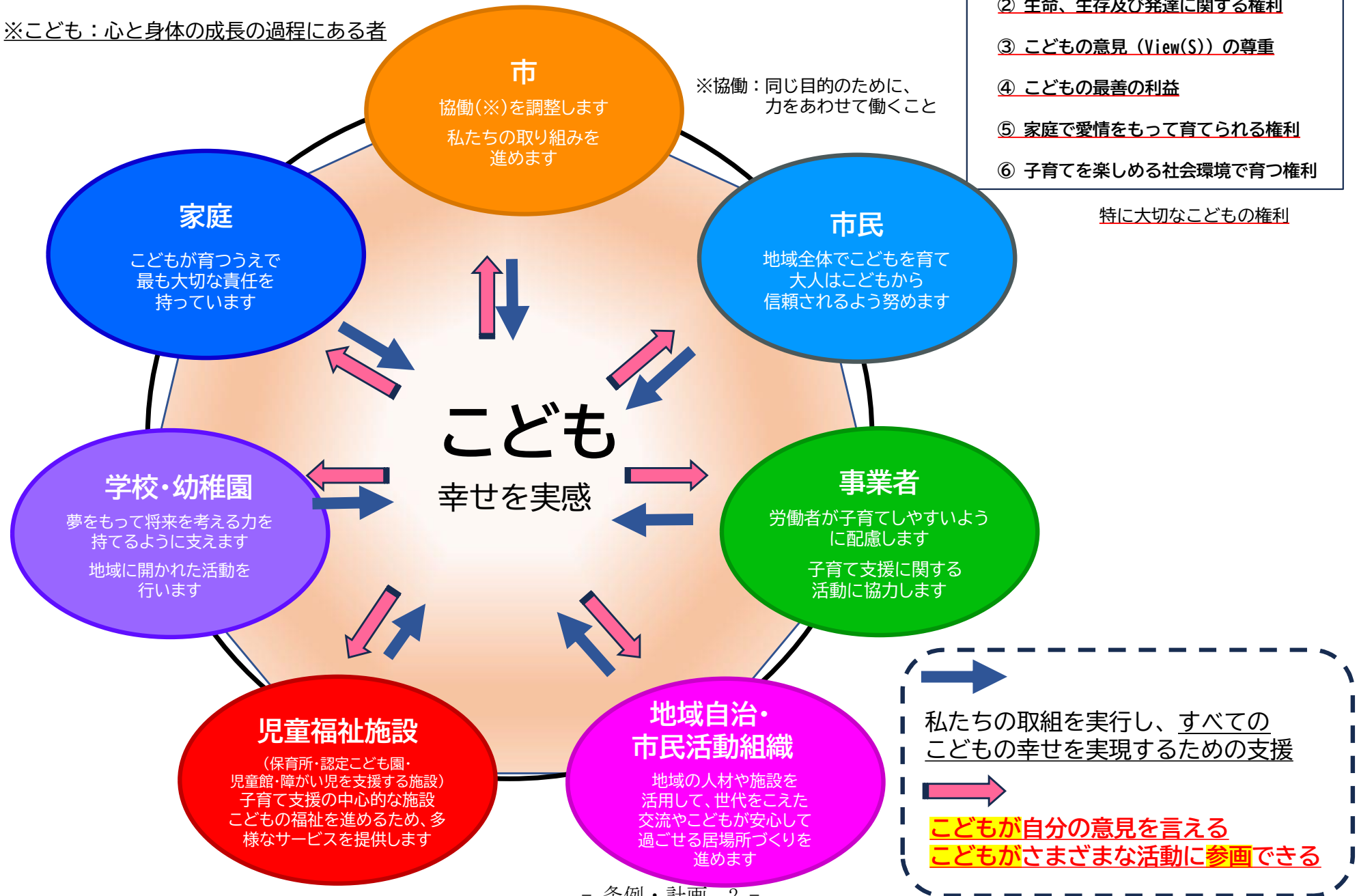
施行日

令和7年4月1日

改正条例の【役割】

～こども（※）の「ために」からこどもと「ともに」～

※こども：心と身体の成長の過程にある者





基本理念

全てのこども・若者がありのままの自分を認めて受け入れ、自分らしく成長し、
未来にわたって幸せに暮らせるようにすること



◇基本理念を実現するため3つの基本目標



基本目標

- 1 こどもの権利を尊重し、最善の利益を図ります
- 2 未来へ続く子育て・教育環境を整備します
- 3 こども・若者一人一人が幸福を実感〔ウェルビーイング〕できるようにします



◇目標を達成するための基本柱



基本柱

- I こどもまんなか社会づくり
- II こども・若者の健やかな成長を育む環境づくり
- III 安心してこどもを産み育てることができる社会づくり
- IV 援助を必要とするこども・若者とその家庭への支援体制の推進





基本柱Ⅲ

子育て世帯の経済的・身体的・精神的な負担軽減を図ります。

- 身近な地域に地域子育て相談機関を作ります。
- こども誰でも通園制度を実施します。

パートナーと一緒に子育てがしたいし、周囲に助けてくれる人が欲しい

越前市がこんなまちになって欲しいんだけど

基本柱Ⅰ

こども・若者の意見・思いを尊重します。

- こども・若者とのワークショップを開きます。
- サポートできる風土づくりのために事業所や市民へ働きかけます。



学校や家以外でも楽しく過ごしたいなあ

もっとしっかりご飯を食べたいなあ

基本柱Ⅱ

こども・若者のために家庭や学校以外の第3の居場所を作ります。

- 居場所などの欲しい情報が得られるシステムを作ります。



こどもの思いを聞いて、ヘルパーさんに来てもらったり、食事を提供してくれるところへつながってあげたいな

基本柱Ⅳ

助けを必要とするこども・若者に支援を届けます。

- 食事や入浴を提供し、生活を整える居場所を作ります。
- 家にヘルパーが訪問し、食事を作ります。



越前市子ども・子育て支援事業計画第3期 ～こども計画と一体的に策定～

令和7年度～令和11年度

事業計画とは

子ども・子育て支援法に基づく計画です。教育・保育等や対象事業の利用者ニーズに応じた、5年間の提供体制の整備と事業を円滑に実施するための基本的な指針（数値目標）となります。

第3期計画では、令和7年度から令和11年度までの各事業の量の見込みを設定するとともに、越前市における教育・保育の提供エリアの見直し、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた事業の量の見込などを実施します。

計画策定のポイント

教育・保育

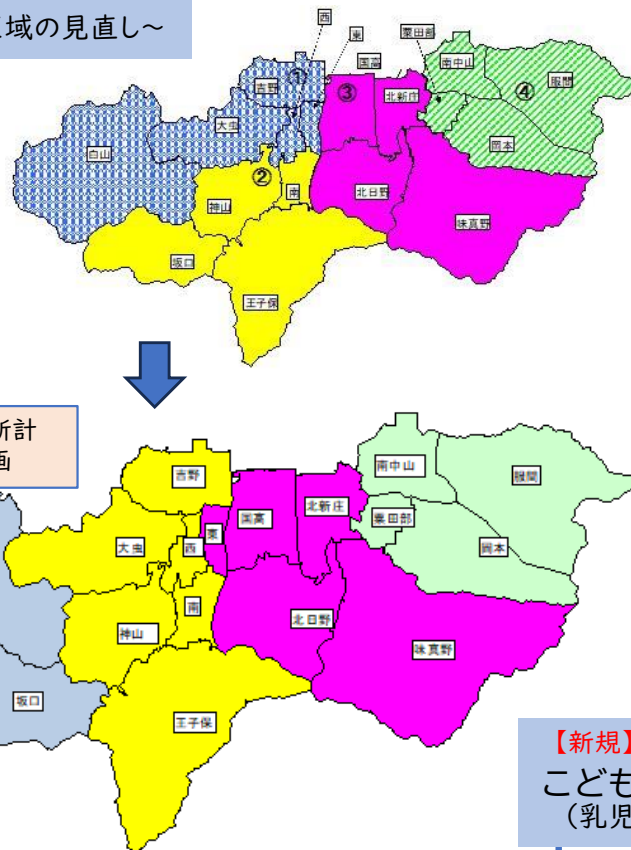
～就学前教育・保育の提供区域の見直し～

現計画

第2期計画と同様に市全域を4つのエリアに区分します。
エリアごとに就学前教育・保育について必要量や確保量を見込みます。

新計画

エリアの区域を変更します。
小学校区ごとの直近5年間の未就学児の人口推移や保育の状況を踏まえた区域とし、実情に応じた体制整備を進めます。



地域子ども・子育て支援事業 ～対象事業の追加と内容の拡充～

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・利用者支援事業（基本型・こども家庭センター型）《拡充》
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・子育て支援短期事業（ショートステイ・トワイライトステイ）《拡充》
- ・一時預かり事業（一般型・幼稚園型・すみずみ子育てサポート事業）
- ・時間外保育事業（延長保育・休日保育）
- ・病児保育事業
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【現在実施している事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け】

- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・産後ケア事業

【新規事業】

- ・子育て世帯訪問支援事業
- ・児童育成支援拠点事業
- ・親子関係形成支援事業

【新規】

こども誰でも通園制度
（乳児等通園支援事業）

令和8年度の給付制度開始に合わせて量の見込みを行います。
サービスが提供できるよう体制整備を進めます。

えちぜんし こうふくじょうれい
越前市こどもの幸福条 例

すべてのこどもは、生まれながらにして、それぞれが一人の人間として
かけがえのない存在であり、個人としての権利があります。

こどもは、ありのままの自分を素直に認めて受け入れ、自分のすべき
ことについて自分で決定し、意見を表明し、様々な活動に参加し、社会
の一員として成長します。

こどもは、大人に成長していく過程で、個性と多様性が認められ、あ
りのままの自分であることを大切にされたいと願っています。

私たちは、こどもが生まれた時から持っている人間らしく生きる権利
が侵されたり、こどもの健やかな成長が妨げられたりすることがあっ
てはならないことを確信し、こどもが将来にわたって幸せを実感できる
よう支援に取り組めます。

こどもは、このようなこどもの権利が保障された安心な環境の中で、
自己を表して一歩ずつ確実に未来へと歩みを進めます。

私たちは、児童の権利に関する条約の精神及びこども基本法の理念
を確認し、全てのこどもが幸せを実感できる社会を実現するために、こ
の条例を制定します。

第1章 総則
(目的)

第1条 この条例は、基本理念及び私たちの取組の基本となる事項を
定め、家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事
業者、市民及び市がこどもが権利の主体であることを尊重し、協働
して私たちの取組を実行することを通して、将来にわたり全てのこ
どもが、ありのままの自分を認めて受け入れ、自分らしく、自らが思
う幸せを実感できることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「こども」とは、市内に住み、勤め、又は通学、
通園若しくは通所をする者であって、心と身体の成長の過程にある
ものをいいます。

2 この条例において「家庭」とは、家族の形に関係なくこどもが

- う そだ ところ
生まれ育つ所をいいます。
- 3 この条例において「学校等」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等
がっこう ちゅうとうきょういくがっこう とくべつしえんがっこう こうとうせんもんがっこう た
学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校その他これらと
きょういく おこな きかんなら ほいくじょおよびにんてい えん
同じような教育を行う機関並びに保育所及び認定こども園をいいます。
- 4 この条例において「地域自治組織」とは、自治振興会及び町内会を
いいます。
- 5 この条例において「市民活動組織」とは、市民が住みよいまちづくり
めざ じしゅてき しみん かつどう そしき
りを目指し、自主的に市民のために活動する組織をいいます。
- 6 この条例において「児童福祉施設」とは、保育所、認定こども園、
じどうようごしせつ しょう じ しえん しせつ じどうかん ほかにじどうふくし
児童養護施設、障がい児を支援する施設、児童館その他児童福祉を
ぞうしん しせつ
増進する施設をいいます。
- 7 この条例において「事業者」とは、市内において事業又は社会活動
おこな
を行うものをいいます。
- 8 この条例において「市民」とは、市内に住み、勤め、通学し、又は
じょうれい しみん しな い す つと つうがく また
通所する者をいい、「大人」とは、こどもを除いた市民をいいます。
- 9 この条例において「私たちの取組」とは、こどもが健やかに成長し
しあわせ じっかん かに い がっこうとう ちいき じ ち そしき しみんかつどうそしき じどう
幸せを実感できるよう家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童
ふくししせつ じぎょうしゃ しみんおよ し じどう けんり かん しょうやくおよ
福祉施設、事業者、市民及び市が、児童の権利に関する条約及びこ
きほんほう れいわ4ねんほうりつだい こう りねん ふ かだい きょうゆう
ども基本法(令和4年法律第77号)の理念を踏まえ、その課題を共有
いちばん だいいち かんが じっし おも とりくみ
してこどもにとって一番よいことを第一に考え実施すべき主な取組を
いいます。

第2章 基本理念 (基本理念)

- 第3条 市及び市民は、日本国憲法の精神に従い定められた児童憲章
およ きほんほう りねん けんり も しゅたい
及びこども基本法の理念にのっとり、こどもが権利を持った主体であ
かくにん つぎ けんり とく たいせつ
ることを確認し、次のこどもの権利を特に大切なものとしていきます。
- (1) 基本的人権が守られ、差別されない権利
きほんてきじんけん まも さべつ けんり
- (2) 大事に育てられ、愛され、保護され、平等に教育を受けられる
だいじ そだ あい ほご びやうどう きょういく う
けんり
権利
- (3) 自分の意見を表明でき、様々な活動に参画できる権利
じぶん いけん ひょうめい さまざま かつどう さんかく けんり

(4) 自分^{じぶん}の意見^{いけん}が尊重^{そんちょう}され、一番^{いちばん}よいことを第一^{だいいち}に考えてもらえる権利^{けんり}

第3章 協働^{きょうどう}及び役割^{やくわり} (協働^{きょうどう})

第4条 家庭^{かてい}、学校等^{がっこうとう}、地域自治組織^{ちいきじちそしき}、市民活動組織^{しみんかつどうそしき}、児童福祉施設^{じどうふくししせつ}、事業者^{ぎょうしゃ}、市民及び市^{しみんおよし}は、対等^{たいとう}な立場^{たちば}で、この条例^{じょうれい}の目的^{もくてき}を共有^{きょうゆう}し、こどもの権利^{けんり}が将来^{しょうらい}にわたって保障^{ほしょう}されることを目指^{めざ}すとともに、こどもにとって一番^{いちばん}よいことを第一^{だいいち}に考^{かんが}え私^{わたし}たちの取組^{とりぐみ}を進め^{すす}ます。

(家庭^{かてい}の役割^{やくわり})

第5条 家庭^{かてい}は、こどもの人格^{じんかく}を形成^{けいせい}し、基本^{きほんてき}的な生活習慣^{せいかつしゅうかん}を養^{やしな}う機能^{きのう}を持^もっています。

2 家庭^{かてい}には、こどもを育てる最^{そだ}も大切^{もっと}な責任^{たいせつ}があり^{せきにん}ます。

(学校等^{がっこうとう}の役割^{やくわり})

第6条 学校等^{がっこうとう}は、教育^{きょういく}を通して、こどもが確^{たし}かな学^{がく}力^{りよく}や豊^{ゆた}かな心^{こころ}、健^{すこ}やかな体^{やか}などの生^{から}きる力^いを育^{いき}むよう努^{ちから}め、一人一人^{はぐむ}のこどもが夢^{つとめ}をも^{ひとりひとり}って将^{しょうらい}来^{かんが}を考^{ちから}える力^もを持^{てる}るよう支^{ささ}えます。

2 学校等^{がっこうとう}は、一人一人^{ひとりひとり}の個性^{こせい}を尊重^{そんちょう}するとともに、お互^{たが}いの権利^{けんり}を尊重^{そんちょう}し合^あう気持^{きも}ちを育^{そだて}て、個々^{ここ}の状^{じょうぎよう}況^{おう}に應^{しんしん}じ、心身^{しんしん}とも^{しんしん}にたくましく生^いきるこどもを育^{そだ}てるよう努^{つと}めます。

3 学校等^{がっこうとう}は、地域^{ちいき}の一員^{いちいん}としてのこどもの意識^{いしき}及び実^{じつ}践^{せん}力^{りよく}を育^{そだ}てるた^{そだ}めに、地域^{ちいき}に開^{ひら}かれた学校等^{がっこうとう}として地域^{ちいき}の特^{とく}色^{しよく}を生^いかした活^{かつ}動^{どう}を展開^{てんかい}するよう努^{つとめ}めます。

(地域自治組織^{ちいきじちそしき}及び市民活動組織^{しみんかつどうそしき}の役割^{やくわり})

第7条 地域自治組織^{ちいきじちそしき}及び市民活動組織^{しみんかつどうそしき}は、地域^{ちいき}の施設^{しせつ}、人材^{じんざい}等を十^{じゅう}分^{ぶん}かつ効果^{こうか}的に活^{かつ}用^{よう}し、こどもの居場所^{いばしょ}づく^すりを進め^{つと}めるよう努^{つと}めます。

2 地域自治組織^{ちいきじちそしき}及び市民活動組織^{しみんかつどう}は、地域^{ちいき}の人材^{じんざい}を活^{かつ}用^{よう}し、世代^{せだい}をこ^こえ^こうり^{こうりゅう}ゆう^{とう}は^かか^{そだ}つ^{かつ}どう^{てんかい}つ^{つとめ}と^{つとめ}超^こえた交^{こう}流^{りゅう}等^{とう}を図^{はか}りながらこどもを育^{そだ}てる活^{かつ}動^{どう}を展開^{てんかい}するよう努^{つとめ}めます。

3 地域自治組織^{ちいきじちそしき}及び市民活動組織^{しみんかつどうそしき}は、地域住^{ちいきじゅう}民^{みん}の積^{せつ}極^{きよく}的^{てき}な参^{さん}加^かをう^{うな}な^{うな}促^{うな}すことによりこどもにと^{あんぜん}って安^{あん}全^{ぜん}で安^{あん}心^{しん}な環^{かん}境^{きやう}づく^{つと}りに努^{つと}めます。

(児童福祉施設^{じどうふくししせつ}の役割^{やくわり})

第8条 児童福祉施設は、こどもの福祉を増進するとともに、地域における子育て支援の拠点施設としての役割を担うよう努めます。

2 児童福祉施設は、こどもの立場を大切にした多様な福祉サービスを総合的に提供するように努めます。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、その事業者が雇用している者がこどもとの関わりを深めることができるよう配慮に努めます。

2 事業者は、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、市等が行う子育て支援に関する活動に協力するように努めます。

(大人の役割)

第10条 大人は、こどもの権利を尊重し、こどもにとって一番よいことを第一に考え、こどもが社会の一員であることを認め、日常の触れ合いを通じて、こどもとの豊かな人間関係を作ることができるよう努めます。

2 大人は、こどもが表明する意見をこどもの年齢及び発達の程度に応じて十分に考慮するように努めます。

3 大人は、子育てを地域全体で担わなければならない課題として共有し、こどもから信頼されるように努めます。

(市の責務と役割)

第11条 市は、こどもの権利を保障するため、こどもに関する施策を総合的に行います。

2 市は、この条例の目的を達成するため、家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者及び市民の協働について調整を図り、私たちの取組を総合的かつ計画的に進めます。

第4章 私たちの取組

(こどもの社会参加の促進)

第12条 こどもの社会参加の促進に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) こどもの心と身体の成長の過程に応じたこどもの心を豊かにする社会的活動の支援

(2) こどもが自らの意見、考えや思いを表明し、参画する機会の創出

(3) こどもとともに^{かんが}考えながら、こどもの自己実現^{じ こ じつげん おうえん き かい}を応援する^{き かい}機会の^{き かい}創出^{そうしゅつ}

(家庭への支援)^{かてい しえん}

第13条 家庭への支援^{かてい しえん}に関する私たちの取組^{かん わたし とりくみ}は、次のとおりです。^{つぎ}

(1) 仕事と子育てとの両立^{しごと こそだ りょうりつ はか}を図る家庭への支援^{かてい しえん}の充実^{じゅうじつ}

(2) 個々の家庭の実情^{こ こ かてい じつじょう おう}に応じた支援^{しえん}の充実^{じゅうじつ}

(親とこどもの健康増進のための支援)^{おや けんこうぞうしん しえん}

第14条 親とこどもの健康増進のための支援^{おや けんこうぞうしん しえん}に関する私たちの取組^{かん わたし とりくみ}は、^{つぎ}次のとおりです。

(1) 妊産婦及び乳幼児への切れ目ない支援体制^{にんさんぶおや にゅうようじ き め しえんたいせい}の充実^{じゅうじつ}

(2) 親とこどもの心と身体^{おや ところ からだ けんこう}の健康づくりに関する取組^{かん とりくみ}の充実^{じゅうじつ}

(援助を必要とするこどもへの支援)^{えんじょ ひつよう しえん}

第15条 援助を必要とするこどもへの支援^{えんじょ ひつよう しえん}に関する私たちの取組^{かん わたし とりくみ}は、^{つぎ}次のとおりです。

(1) 児童虐待^{じどうぎゃくたい}の早期発見^{そうきはっけんおや}及び早期対応^{そうきたいおうなら}並びに虐待^{ぎゃくたい}を受けたこどもへの支援^{しえん}の充実^{じゅうじつ}

(2) 障がいのあるこどもの学校等での生活^{しょう がっこうとう せいかつ}、仕事及び日常生活^{しごとおや にちじょうせいかつ}に関する継続的かつ総合的な支援^{かん けいぞくてき そうごうてき しえん}

(3) ひとり親家庭^{おやかてい}の生活の安定^{せいかつ}に関する継続的かつ総合的な支援^{あんでい かん けいぞくてき そうごうてき しえん}

(4) 外国語を母語とするこどもが充実^{がいこくご ぼ こ じゅうじつ}した学校等での生活を送るこ^{がっこうとう せいかつ おく}とができるための継続的かつ総合的な支援^{けいぞくてき そうごうてき しえん}

(5) 不登校又はひきこもりの状態^{ふとうこうまた じょうたい}にあるこども、いじめを受けている^うこども及びヤングケアラー等^{おや とう けいぞくてき そうごうてき しえん}についての継続的かつ総合的な支援^{きょういく ほういく じゅうじつ}

(教育・保育の充実)

第16条 教育・保育^{きょういく ほういく じゅうじつ}の充実^{かん わたし とりくみ}に関する私たちの取組^{つぎ}は、次のとおりです。

(1) こどもの確かな学力^{たし がくりよく ゆた}、豊かな心^{ところ}、健康及び体力^{けんこうおや たいりよく}を基礎とする^{き そ}生きる力^{い ちから}を育てる教育・保育^{そだ きょういく ほういく じゅうじつ}の充実

(2) こども自身が夢^{じしん ゆめ も}を持って将来^{しょうらい}の可能性^{かのうせい}を開くことができるよう、^{ひら}自ら遊びかつ学ぶことができる教育・保育^{みすか あそ まな きょういく ほういく すいしん}の推進

(3) 子育てに伴う喜び^{こそだ ともな よろこ じっかん}を実感し、こどもの成長^{せいちょう}と一緒に喜び合える^{いっしょ よろこ あ}

きょういく ほいく すいしん
教育・保育の推進
あんぜん あんしん かんきょう
(安全で安心な環境づくり)

第17条 安全で安心な環境づくりに関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) ちいきぜんたい みまも そだ かんきょう すいしん
地域全体でこどもを見守り育てる環境づくりの推進

(2) ぎゃくたい よういくほうき どう みぜん ふせ たいさく
こどもへの虐待、養育放棄、いじめ等を未然に防ぐための対策の
きょうか
強化

ちいき しえん
(地域における支援)

第18条 地域における支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) ちいき じんざい い しゃかいせい そだ し く
地域の人材を生かしたこどもの社会性を育てる仕組みづくり

(2) ちいき あんしん す じぶん い たよう
地域において、こどもが安心して過ごし、自分らしく居られる多様
いばしょ すいしん
な居場所づくりの推進

そうだん
第5章 こどもからの相談

そうだん
(こどもからの相談)

第19条 し およ しみん そうだん みみ かたむ そうだん
市及び市民は、こどもからの相談にしっかりと耳を傾け、相談
ないよう おう かんけいきかん ひつよう しえん はか
内容に応じて関係機関につなげ、必要な支援を図っていきます。

2 し みちか ばしょ かぞく ともだち せんせい ちいき おとなとう
市は、こどもが身近な場所で家族や友達、先生、地域の大人等との
かんけい つく こま ふあん きがる はな
関係を作りながら、困りごとや不安に感じていることを気軽に話すこ
とができるよう、多様な相談の場づくりを進めます。

じょうれい しゅうち
第6章 条例の周知及び計画の策定等

じょうれい しゅうち
(条例の周知)

第20条 し じょうれい りねんおよ ないよう ひとり おお ひと りかい
市は、この条例の理念及び内容を一人でも多くの人に理解し
わたし とりくみ すす かつどう おこな
てもらい、私たちの取組をより進めるための活動を行います。

かん けいかく さくていとう
(こどもに関する計画の策定等)

第21条 し かん けいかく た およ じっし
市は、こどもに関する計画を立てるとき及び実施するときは、
じょうれい りねん したが しみん いけん
この条例の理念に従うとともに、こどもをはじめとした市民の意見が
じゅうぶん はんえい つと
十分に反映されるよう努めます。

2 し かん けいかく もくてき たっせい ひつよう おう
市は、こどもに関する計画の目的を達成するため、必要に応じてそ
けいかく みなお
の計画を見直します。

ふ そく
附 則

じょうれい れいわ7ねん4がつ1にち せこう
この条例は、令和7年4月1日から施行します。

えちぜんし こうふくじょうれい
越前市こどもの幸福条例

(前文)

すべてのこどもは、一人ひとりが大切な人間です。生まれた時から、幸せに健やかに育つための権利をもっています。

こどもは、自分の個性や違い(多様性)が認められ、ありのままのひととして大切にされます。

こどもは、自分のすることを自分で決め、自分の意見や考えを表し、様々な活動に参加し、社会の一員として成長します。

越前市は、条例をつくって、全てのこどもが将来にわたって、幸せを実感できるまちをめざします。

この条例は、大人も、こどもも、ともに取り組むという約束です。

(基本理念)

次の4つのこどもの権利を特に大切にします。

- (1) 差別されない権利
- (2) 大事に育てられ、愛され、守られ、平等に教育を受けられる権利
- (3) 意見を出す、参加する権利
- (4) こどもにとって一番よいことを考えてもらえる権利

(私たちの取組)

全てのこどもが将来にわたって、幸せを実感できるまちをめざし、私たちが取組に参加します。

- ・ こどもが生まれ育つ家庭
- ・ 学校、幼稚園、こども園、保育園、児童館、児童養護施設など
- ・ 自治振興会や町内会
- ・ 市民活動団体
- ・ 企業、事業所
- ・ 市民(こども、大人)

① こどもの社会参加を進めます。(第12条)

②それぞれの家庭^{かてい}やこどもの必要^{ひつよう}に^{おう}応じた支援^{しえん}をします。(第 13 条、15 条)

③親^{おや}とこどもの健康^{けんこう}づくりを^{おうえん}応援します。(第 14 条)

④教育^{きょういく}、保育^{ほいく}を^{じゅうじつ}充実します。(第 16 条)

⑤安全^{あんぜん}で安心^{あんしん}な環境^{かんきょう}づくりを^{すす}進めます。(第 17 条)

⑥地域^{ちいき}の居場所^{いばしょ}づくりなどを^{すす}進めます。(第 18 条)

(こどもからの相談^{そうだん})

こどもは、日々^{ひび}の生活^{せいかつ}のなかで、困^{こま}りごとや不安^{ふあん}に感じていることがあります。いじめ・体罰^{たいばつ}・虐待^{ぎゃくたい}などで、傷^{きず}つけられることもあります。

いろいろなことに悩^{なや}んだり、傷^{きず}ついたりしたこどもは、家族^{かぞく}や友達^{ともだち}、先生^{せんせい}、地域^{ちいき}の大人^{おとな}などに相談^{そうだん}したり、助^{たす}けてもらったりすることができ

ます。

迷^{まよ}ったら、市^しこども家庭^{かてい}センターに相談^{そうだん}しましょう。

(こども計画^{けいかく})

越前市^{えちぜんし}は、全^{すべ}てのこどもが将来^{しょうらい}にわたって、幸^{しあわ}せを実感^{じっかん}できるまちをめざすため、こどもの権利^{けんり}を尊重^{そんちょう}し、こどもの意見^{いけん}を反映^{はんえい}した、市^しこども計画^{けいかく}をつくりま

えちぜんし こうふくじょうれい
越前市こどもの幸福条例

えちぜんし けいかく
越前市こども計画
(こども^{ばん}版)

れいわ ねん つき
令和7年3月

えちぜんし
越前市

越前市こどもの幸福条例

令和7年4月1日

すべてのこどもは、生まれながらにして、それぞれが一人の人間としてかけがえのない存在であり、個人としての権利があります。

こどもは、ありのままの自分を素直に認めて受け入れ、自分のすべきことについて自分で決定し、意見を表明し、さまざまな活動に参加し、社会の一員として成長します。

こどもは、大人に成長していく過程で、個性と多様性が認められ、ありのままの自分であることを大切にされたいと願っています。

わたしたちは、こどもが生まれたときから持っている人間らしく生きる権利が侵されたり、こどもの健やかな成長が妨げられたりすることがあってはならないことを確信し、こどもが将来にわたって幸せを実感できるよう支援に取り組めます。

こどもは、このようなこどもの権利が保障された安心な環境のなかで、自己を表して一歩ずつ確実に未来へと歩みを進めます。

わたしたちは、児童の権利に関する条約の精神及びこども基本法の理念を確認し、すべてのこどもが幸せを実感できる社会を実現するために、この条例を制定します。

越前市こどもの幸福条例

令和7年4月1日

こどもは、ひとりひとりみんな、^{たいせつ}^{にんげん}大切な人間です。

みなさんは、こどもがもっている^{けんり}^し権利を知っていますか？

**こどもの^{けんり}権利は、^{じぶん}自分らしく^{しあわ}幸せに^{せいちょう}成長でき、
^い生きていくために^{ひつよう}必要なものです。**

ここで、^{かんが}考えてみましょう。

あなたが^い生きていくために^{ひつよう}必要なものはどんなものですか。

越前市こどもの幸福条例

令和7年4月1日

食べ物や水、着るものや安全にくらせる家、くすりや病院…。

こどももおとなも人が生きていくためには欠かせないものがたくさんあります。

そして、日々成長しているこどもたちが心も体も健やかに大きくなっていくためには、

こどもだからこそ必要なこともいろいろあります。

たとえば、教育を受けられること。友達と遊んだり、きちんと休んだりする時間があること。

まわりのおとなに自分の意見や思いを聞いてもらえること。

愛情をもって育ててくれる保護者がいること。おとなの保護やサポートを受けられること…。

こどもが必要とすること全てが「こどもの権利」。

越前市こどもの幸福条例

令和7年4月1日

^{す べ}
全てのこどもは、
^{しあわ} ^{す こ} ^{そ だ} ^{け ん り}
幸せに健やかに育つための権利をもっています。

^{えちぜんし} ^{じょうれい}
越前市は条例をつくって、

^{す べ} ^{しあわ} ^{じ っ か ん}
**「全てのこどもが幸せを実感できるまち」を
めざすことにしました。**

おとなも、こどもも、^{しゃかい} ^{いちいん} 社会の一員として、ともに ^{ちから} 力をあわせるという ^{やくそく} 約束です。

^{じぶん} 自分も、みんなも ^{たいせつ} 大切にすること、キミはどうしたいか ^{かんが} 考えてみましょう。

越前市こどもの幸福条例

令和7年4月1日

^{たいせつ}大切な^{けんり}こどもの権利

- ^{さべつ}差別^{けんり}されない権利
- ^{だいじ}大事^{そだ}に育てられ、^{あい}愛され、^{まも}守られ、
^{びょうどう}平等^{きょういく}に教育^うを受けられる^{けんり}権利
- ^{いけん}意見^だを出す、^{さんか}参加^{けんり}する権利
- ^{いちばん}子どもにとって一番よいことを
^{かんが}考えてもらう^{けんり}権利

越前市こどもの幸福条例

令和7年4月1日

あなたが^{あんしん}安心できるのは、

どんなとき？ どんな^{ばしょ}場所？ どんなひと？

どんな^{けんり}こどもの^{まも}権利が守られているときかな？

あなたが^{あんしん}安心できないときは、

どんな^{けんり}こどもの^{まも}権利が守られていないときかな？

もっと^{あんしん}安心できる^{ばしょ}場所にするために

^{じぶん}自分たちにできることはなんだろう。^{かんが}考えてみよう！

みなさんにアンケート調査をしました！

15歳以上の若者への
アンケートより

あなたは幸せですか？

全体の9割近くの若者は

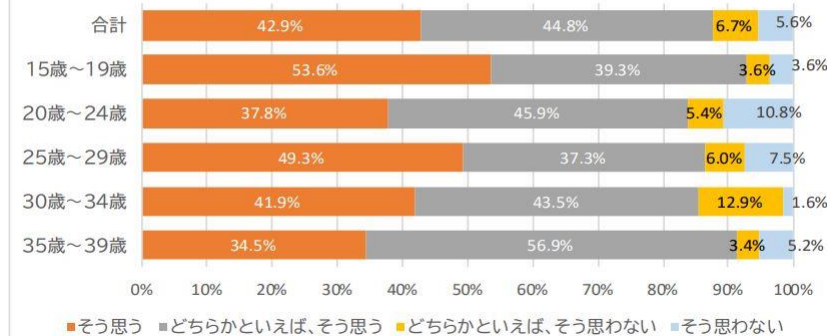
「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と回答しています。

「そう思わない」割合が高いのは
20歳から24歳の若者でした。

ちょうさ

現在、自分が幸せだと思いますか

N=252



一番幸せだと思うときは？

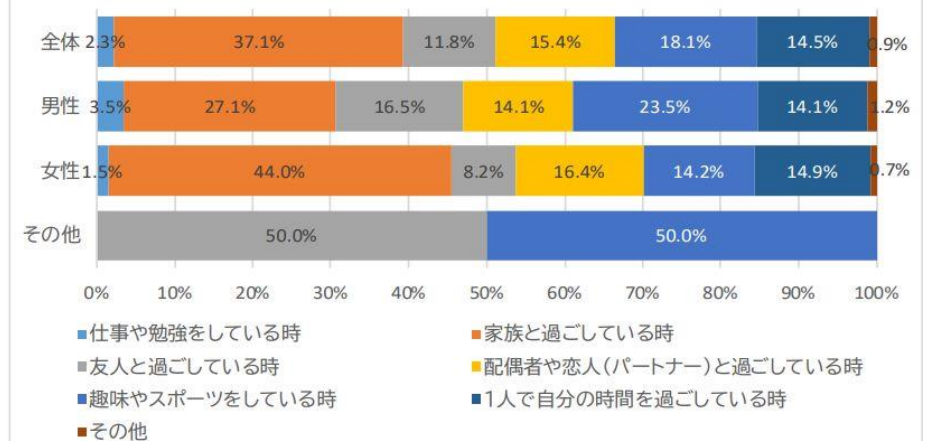
全体の4割近くの若者は

「家族と過ごしているとき」と回答しています。男性は、

「一人で過ごしているとき」が女性よりも高い。

最も幸せだと思う時間

全体N=221
男性N=85 女性N=134 その他N=2



みなさんにアンケート調査をしました！

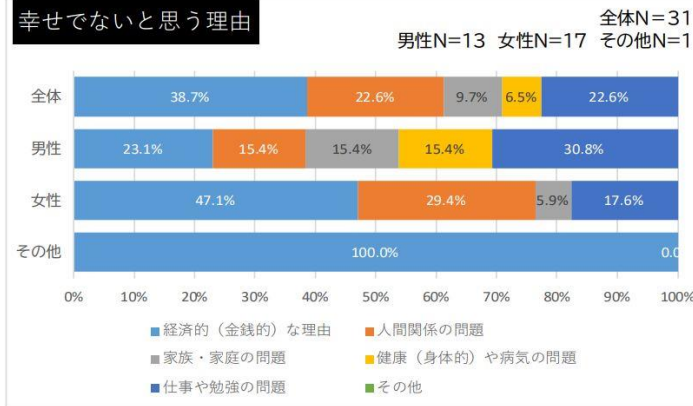
15歳以上の若者への
アンケートより

幸せでないと思う理由は？

全体の4割近くの若者は
「経済的（金銭的）な理由」と
回答しています。
女性は、
「人間関係の問題」が
男性より高い割合でした。

ちょうさ

幸せでないと思う理由

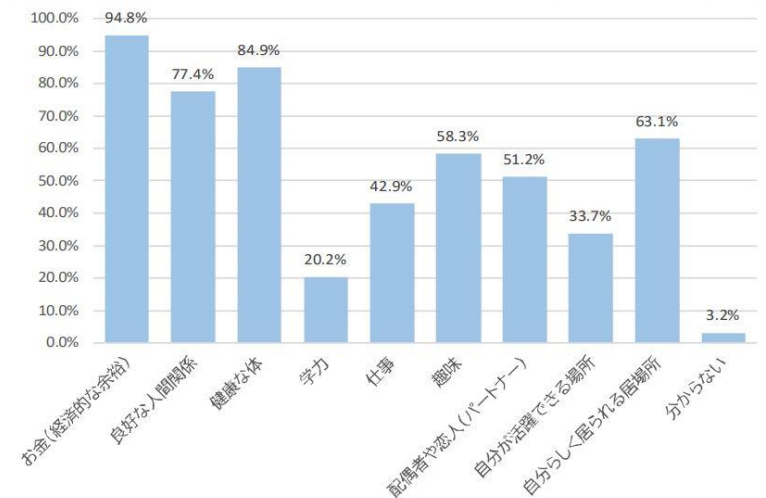


幸せな生活に必要なものは？

- 1位「お金」
- 2位「健康な体」
- 3位「良好な人間関係」
- 4位「自分らしくいられる居場所」
- 5位「趣味」

幸せを実感しながら生活するために必要なもの

N=252
(複数回答)



みなさんにアンケート調査をしました！

15歳以上の若者への
アンケートより

いごごちのよい場所は？

1位「家庭」 56%

2位「自分の部屋」 27%

理由は

「ありのままの自分でいられる」から。

困る、悩む、不安の原因は？

1位「勉強や仕事」 28%

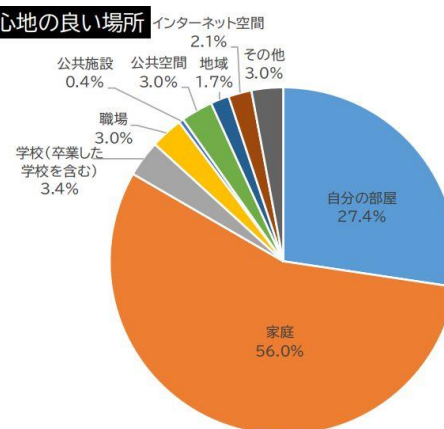
2位「人間関係」 19%

3位「お金」 17%

そのほか、「妊娠・子育て」、
「精神的な病気」「否定的な考え」
などがあった。

ちやうさ

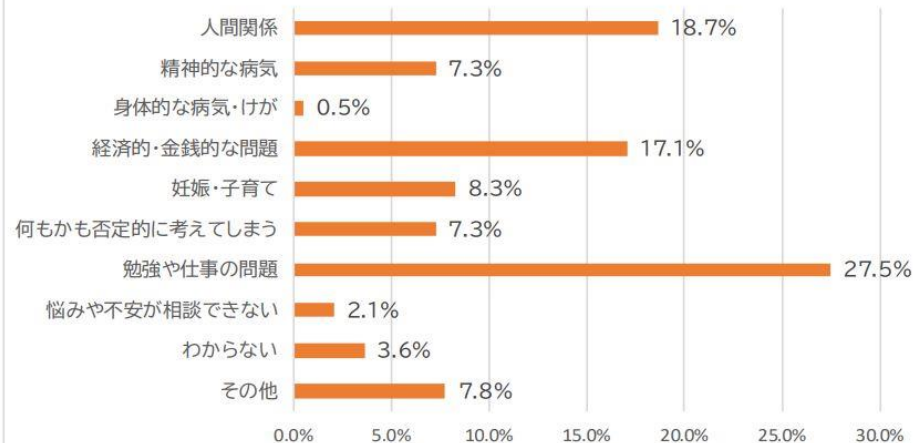
居心地の良い場所



N=252

困ったり、悩んだり、不安になった主な原因

N=193



みなさんにアンケート調査をしました！

15歳以上の若者への
アンケートより

だれにも相談したくない理由

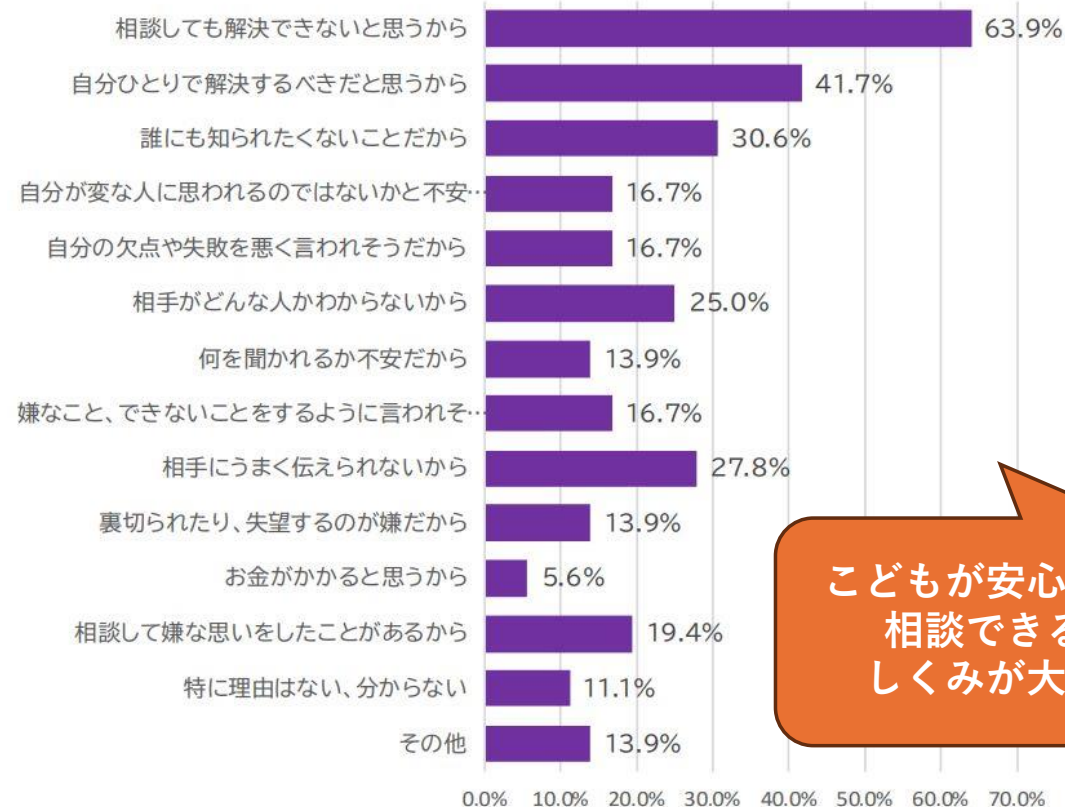
- 1位「相談しても解決できない」64%
- 2位「自分で解決すべき」42%
- 3位「だれにも知られたくない」31%
- 4位「うまく伝えられない」28%
- 5位「どんな人か、わからない」25%
- 6位「相談して嫌な思いをした」19%

みんな、どんなことを考えてるの？

アンケート結果はホームページで
紹介しています。

QRコード

誰にも相談したくない理由



こどもが安心して
相談できる
しくみが大事

越前市こども計画

令和7年度～令和11年度

[概要版]



基本理念

全てのこども・若者がありのままの自分を認めて受け入れ、自分らしく成長し、
未来にわたって幸せに暮らせるようにすること



◇基本理念を実現するため3つの基本目標



基本目標

- Ⅰ こどもの権利を尊重し、最善の利益を図ります
- Ⅱ 未来へ続く子育て・教育環境を整備します
- Ⅲ こども・若者一人一人が幸福を実感〔ウェルビーイング〕できるようにします



◇目標を達成するための基本柱



基本柱

- Ⅰ こどもまんなか社会づくり
- Ⅱ こども・若者の健やかな成長を育む環境づくり
- Ⅲ 安心してこどもを産み育てることができる社会づくり
- Ⅳ 援助を必要とするこども・若者とその家庭への支援体制の推進



越前市こども計画

令和7年度～11年度



こども計画とは？

こどもの目線にたった取組や、
みなさんやみなさんを支える人たちを
サポートするためにこども計画をつくります。
こどもに関する取組をするときに、大事に
することや必要なことを書いています。

だれのための計画？

18歳や20歳といった年齢で
必要なサポートがとぎれることなく、
こどもや若者が幸せに暮らせるよう、
社会全体で支えます。

めざすことは？

～基本理念～

全てのこども・若者がありのままの自分を
認めて受け入れ、自分らしく成長し、
未来にわたって幸せに暮らせるようにすること

いつするの？

令和7年度（2025年4月）から
令和11年度（2030年3月）までの
5年間の計画です。

毎年、取組をチェックし、計画を見直します。

越前市こども計画

令和7年度～11年度



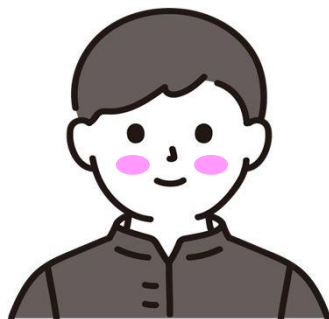
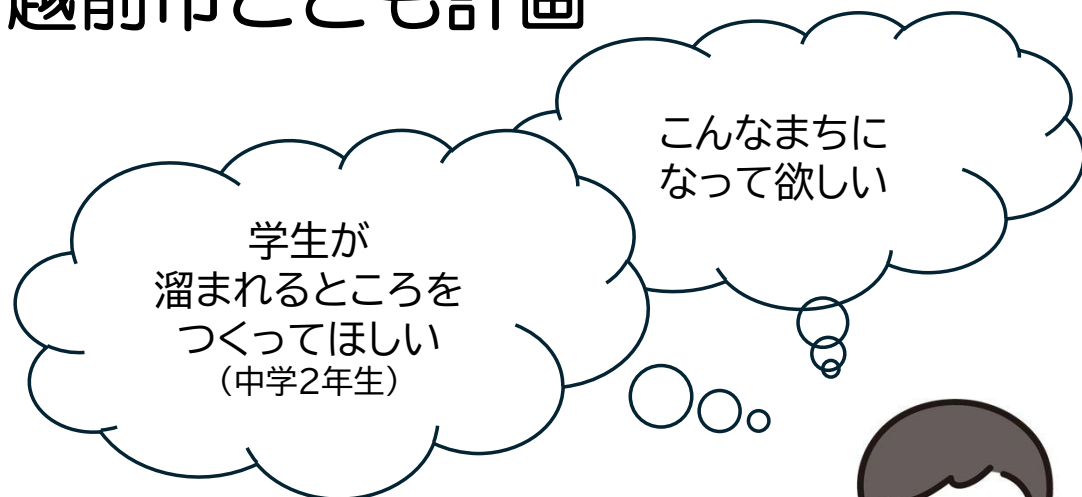
◇^{きほんりねん}基本理念^{じつげん}を実現するため3つの^{きほんもくひょう}基本目標

^{きほんもくひょう}基本目標

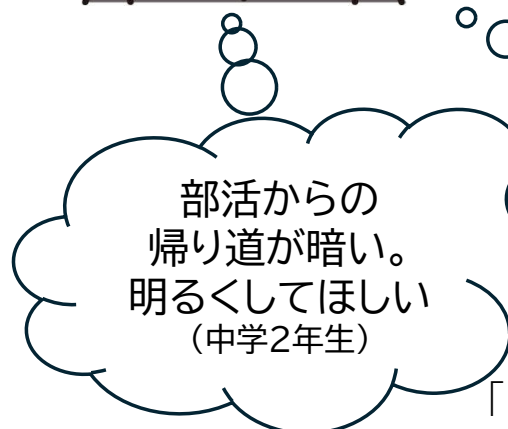
- 1 こどもの^{けんり}権利を^{そんちょう}尊重し、^{さいぜん}最善の^{りえき}利益を^{はか}図ります
- 2 ^{みらい}未来へ^{つづ}続く^{こそだ}子育て・^{きょういくかんきょう}教育環境を^{せいび}整備します
- 3 こども・^{わかものひとりひとり}若者一人一人が^{こうふく}幸福を^{じっかん}実感〔ウェルビーイング〕できるようにします



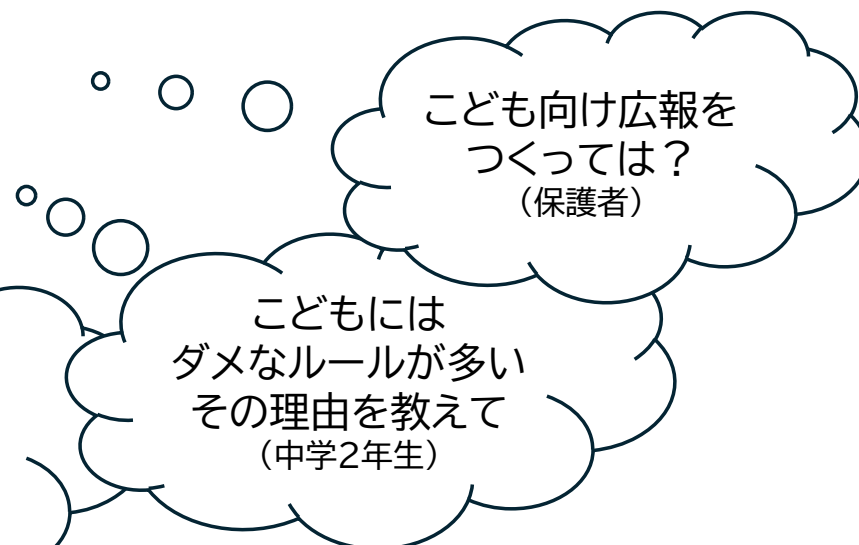
越前市こども計画



こどもまんなか社会
こどもにとって
一番いいこと



- 基本柱Ⅰ
- こども・若者の意見・思いを尊重します。
- こども・若者とのワークショップを開きます。
 - サポートできる風土づくりのために事業所や市民へ働きかけます。



「こどもの生活に関する調査」R6年2月実施

越前市こども計画

こどもが
のびのびと
育つ・学ぶ

ゲームをやめたい
けど、やめれない
(小学3年生)

授業が理解できない
(小学5年生)
授業についていくための
塾がほしい
(小学5年の保護者)

高学年が
遊ぶ場所が少ない
(小学5年生保護者)



もっと
色々なことを
やってみたい
(小学3年生)

学生が勉強や宿題を
できるところを
つくってほしい
(中学2年生)

基本柱Ⅱ

こども・若者のために家庭や学校以外の第3の居場所を作ります。

- 居場所などの欲しい情報が得られるシステムを作ります。

「こどもの生活に関する調査」R6年2月実施

越前市こども計画

基本柱Ⅲ

子育て世帯の経済的・身体的・精神的な負担軽減を図ります。

- 身近な地域に地域子育て相談機関を作ります。
- こども誰でも通園制度を実施します。



パートナーと一緒に
子育てがしたいし、
周囲に助けてくれる
人が欲しい

預かりの場所や
小児科・産婦人科を
増やしてほしい
(就学前児童の保護者)

こどもに
地域の活動に関わる
機会をつくって
(中学2年の保護者)



安心してこどもを
産み育てる

「こどもの生活に関する調査」R6年2月実施

越前市こども計画

トラブルが起きた！
どうすればいいの？
(小学5年生)

お父さんとお母さんの
けんかがつらい
悩みを聞いてほしい
(小学5年生)

だれひとり
とり残さない

基本柱Ⅳ

助けを必要とするこども・若者に支援を
届けます。

- 食事や入浴を提供し、
生活を整える居場所をつくれます。
- 家にヘルパーが訪問し、食事を
作ります。

毎日がつらい
(小学5年生)

お母さん
もう少し
ぼくのことをみて
(小学3年生)



「こどもの生活に関する調査」R6年2月実施